● スーパー堤防への問題提起

平成 22 年 2 月 19 日　総合計画審議会で問題提起　委員・坂田勝廣。

◆スーパー堤防（緩傾斜堤防）とは

国土交通省荒川下流河川事務所が作成したパンフレット「”水と緑を活かした安全なまちづくり”
　スーパー堤防整備事業」から

スーパー堤防は、洪水や地震に対して安全な土で出来た幅の広い堤防です。

スーパー堤防は、市街地を盛土し堤防の高さの約30倍の幅（場所により違いますが概ね200m～300m程度の幅）の堤防にします。 盛土形状は、非常に緩やかな傾斜を基本（1：28．2の勾配）とし、上物整備の利便性にあわせ盛土します。

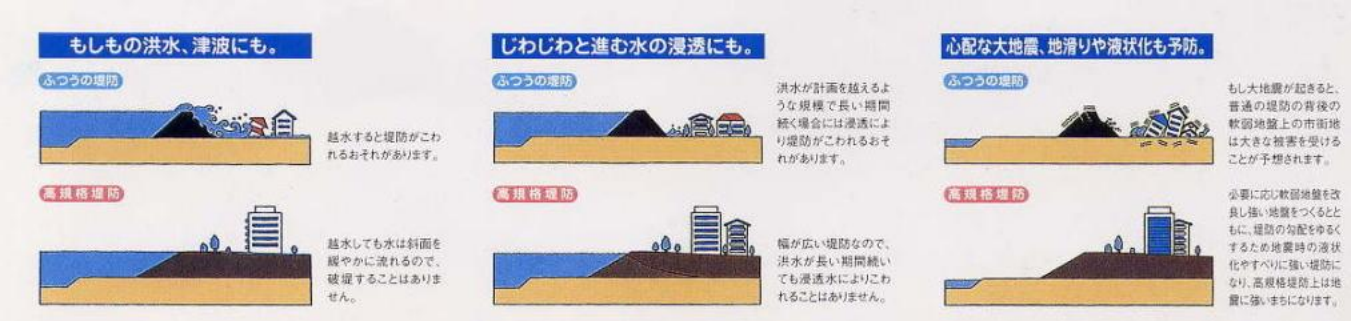

用地買収は行いません。土地の権利はそのままで、通常の土地利用が出来ます。

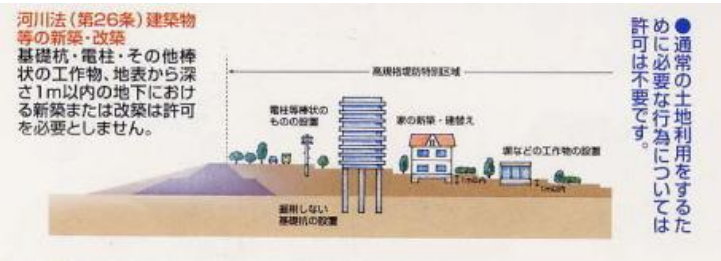

高規格堤防（スーパー堤防）特別区域とは
通常の土地利用が出来る区域です。

高規格堤防が完成または暫定完成すると、その区域は自動的に河川区域となります。河川区域は土地利用に関して厳しい規制がありますが、スーパー堤防では裏法肩から法尻までを高規格堤防特別区域に指定し、通常の土地利用が行えるよう規制緩和しますこのように、スーパー堤防の上面は河川区域ではありますが、高規格堤防特別区域として通常の土地利用が自由に行える区域です。

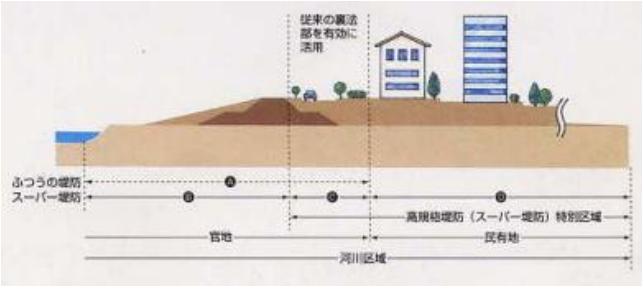

スーパー堤防は「災害に強い快適なまちづくり」を応援します。

荒川下流沿川の住工密集地域のではスーパー堤防整備後は、「街づくり」と一体的に整備していきます。スーパー堤防と街づくりの一体的整備により、”防災都市基盤づくり”を支援するとともに、”水辺の空間を活かしたまちづくり”が可能となります。

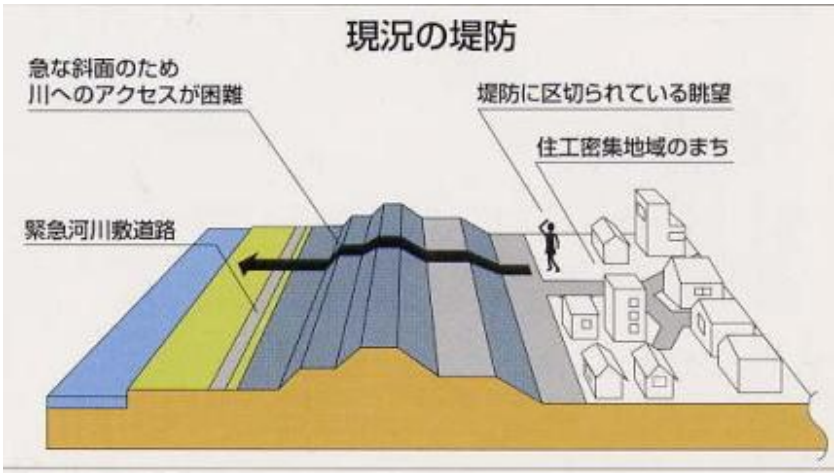

スーパー堤防と街づくりの一体化整備によるメリット

(1)壊れない堤防で洪水や地震に強い宅盤をつくります。

スーパー堤防上は洪水や地震による液状化やすべり破壊に強い地盤になります。

(2)川の水とみどりに親しめるまちづくりが可能となります。

スーパー堤防の盛土により堤防で区切られている眺望が開けます。

(3)川へのアクセスが容易になります。

スーパー堤防のまち側の盛土と川側の堤防の斜面を緩い斜面にすることによりかわへのアクセスが容易となります。

(4)堤防上の土地の有効利用が出来ます。

堤防のまち側の斜面がスーパー堤防の盛土より平らな土地となるため、有効利用が出来ます。

(5)まちづくりの整備費用が軽減します。

スーパー堤防専用事業として盛土や地盤改良工事があり国土交通省が施工します。また、まちづくり専用事業として街区道路、公園等の公共施設工事がありまちづくり事業者が実施します。スーパー堤防事業及びまちづくり事業とも必要となる建物などの移転・補償などは、共通事業となりまちづくり整備費用が軽減されます。

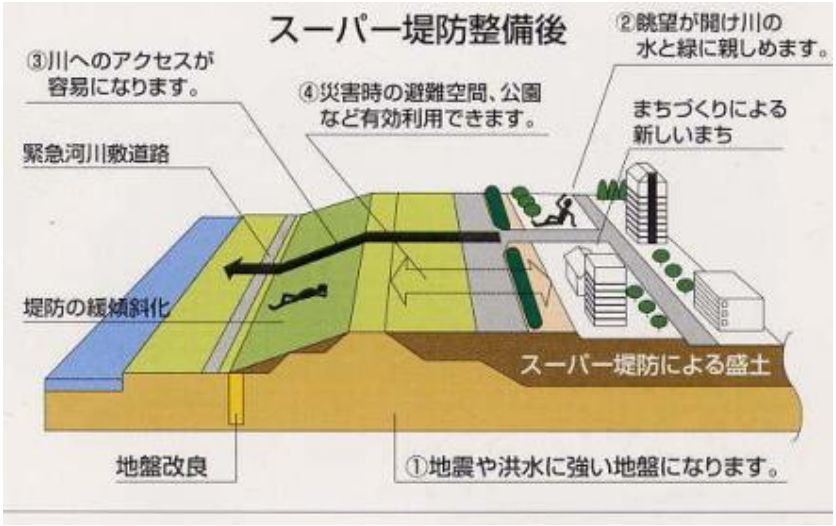

●江川地区大規模マンション配置図

●江川地区大規模マンション完成鳥瞰図

●江川地区大規模マンション完成予想図

●江川地区のスーパー堤防事業の実態

◆淀川河川事務所のＨＰによる説明では

・近年の豪雨状況については以下のとおりです。ここ数年の集中豪雨の傾向として、５０mm／時間及び１００mm／時間を超えるようなケースが頻発して起きており、特に平成１６年には観測史上最多の１０個の台風が日本に上陸するなど豪雨災害が頻発し、その傾向が顕著に表れています。

・スーパー堤防は、堤防を乗り越えるような大洪水に対しても堤防が切れないように堤防の構造や形状を決定しています。これまでのように、洪水という自然現象を何年に一度という想定をして、想定内では被害が生じないように治水施設で対処するという従来の考え方によるものではなく、どのような洪水に対しても堤防の決壊だけは回避して被害が壊滅的とならないようにしようという考え方です。

・スーパー堤防は、堤防の市街地側に盛土をし、幅を広げた緩やかな台地状堤防です。そのためとても丈夫で万一の洪水の時にも都市を大きな被害から守ることができます。同時にスーパー堤防では旧堤防斜面の部分が緑地や公園等に利用できるので、水辺と一体となった緑豊かなまちづりも可能にします。

また、スーパー堤防の未整備地区においても、破堤の危険性の高い箇所から順次、堤防の川側の法面を緩やかに盛土した緩傾斜堤防を整備するなどの堤防補強を行っていきます。

・淀川の三川合流部より下流については、想定を越える自然現象に対する危機管理対策の一環として、洪水が堤防の高さを越すと壊れやすい、という弱点を克服したスーパー堤防の整備が必要になります。

・この図は、淀川水系淀川(宇治川を含む)、木津川(柘植川・服部川・名張川・宇陀川を含む)、桂川の洪水予報区間について、水防法の規定に基づき定められた浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を示したものです。（島本は浸水深さは、赤色の 3.0～5.0mの地区となっています。）

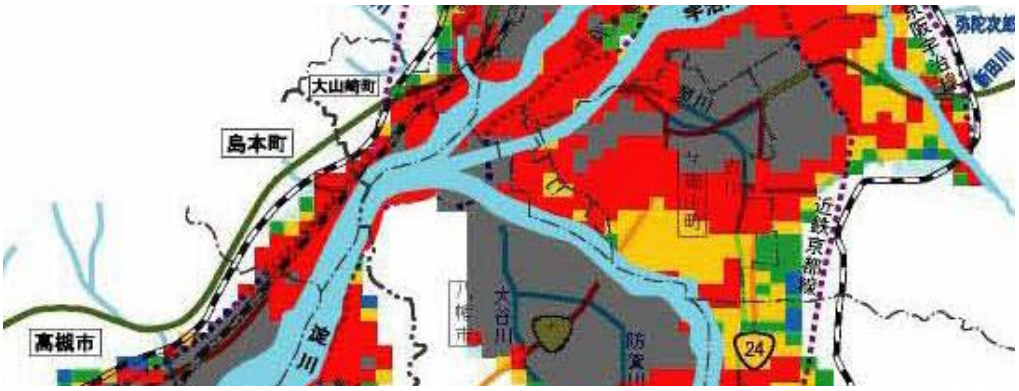

◆江川地区大規模マンション計画では

・洪水が堤防を越えても、緩傾斜堤防では濁流とならず緩やかな流れとなり被害が少なくなります。但し効果が出るのは整備済みの地区の話であり、未整備地区との境界は危険が増します。

・江川地区のスーパー堤防は、整備完了後はグランドでしたが、売却され大規模団地となりました。
淀川側は 180mの長さの住棟が塞いでいます。上流側の既存工場棟も川側をふさいでおり、堤防を超えた洪水は未整備の下流側隣地へ濁流となって流れ込む可能性が有ります。

・河川事務所は整備後の建物形状変更に対し、スーパー堤防の趣旨が活かされるよう指導すべきです。
(間口の半分はピロティーにするとか)

・スーパー堤防事業は、まちづくり整備との一体施工を基本としており、土地区画整理事業等、街側の事業に合わせて共同事業化しており、原則的に用地買収はおこないません。土地所有者の土地を借りて、事業が終わったら返却するので、土地の権利も移りません。

・危険が増したと考えられる下流側住宅地は、町または大阪府での再生事業と合わせスーパー堤防化を推進するのか。

・河川事務所の江川地区の現状のＨＰにある「未整備地区においても、破堤の危険性の高い箇所から順次、堤防の川側の法面を緩やかに盛土した緩傾斜堤防を整備する」に該当しないのか見解を問うなど対応が望まれます。

◆総合計画での対応

・以上の結果を踏まえ、総合計画の治山・治水の項目か、公園事業の中で方針について明確化の見当を考えて頂きたい。